

15歳未満・15歳以上の未成年の方の 受診についてのお願い

15歳未満の方の受診は、原則として保護者(親権者)同伴でお願いしております。

- ・既往歴・アレルギー歴・内服薬などを、お聞きする場合があります。
- ・検査・処置等には、保護者の方の同意が必要な場合があります。
- ・診療の方針を決定する際、保護者の方の判断や同意が必要な場合があります。

15歳以上の未成年の方の受診について

(中学生以下の方は必ず保護者同伴でお願いします)

やむを得ず保護者の方の同伴ができない場合には、電話で診療の確認、説明や同意をお願いすることがありますので、必ずご連絡が取れるようにご配慮ください。

ご連絡の取れない場合や診療の内容によりましては、担当医の判断により後日改めて同伴で御来院していただく場合があります。

緊急時(その場で適切な処置を行わないと、重大な後遺症や生命の危険があると担当医が判断する時)は、御承諾なしに診断治療を致します。

再診の場合は、同伴していただく必要のない場合もありますので、担当医にご相談ください。

安全・安心な医療提供の取り組みのため、ご理解とご協力をお願いします。